

平成30年

# 防火図画・標語決定!!



画題「危険! たこ足配線」

防火図画の部

希望により、  
顔写真は掲載  
致しません。

ちとせ小学校 4年1組

電気をたくさん使う  
時代だから、タコ足配  
線はしないようにして  
ほしいという気持ちで  
描きました。

さくらだ だい ち  
櫻田 大智 くん

防火標語の部

希望により、  
顔写真は掲載  
致しません。

ちとせ小学校 6年1組

火の点検をすること  
で、家族の幸せがずっ  
と続くように願って考  
えました。

にい やま りょうせい  
新山 凌世 くん

管内（十和田市・六戸町）小学生の防火図画、  
防火標語作品の中から最優秀賞が決定しました。  
今後1年間管内の防火ポスターとして使用します。

## 未来まで

## 幸せつなごう!

## 火の点検

# 消防広報 119

FIRE EMS RESCUE

## 秋の火災予防運動

10月15日(月)～10月21日(日) ※湖畔地区を除く

### 秋の火災予防運動に伴う消防訓練実施のお知らせ

日時：平成30年10月16日(火) 9時50分～10時30分  
場所：旧国道4号 十和田市稲生町六丁目、七丁目  
益川第1ビル及びアーケード

交通規制：旧国道4号 稲生町六丁目、七丁目間  
(哲麺十和田店からホテルルートイン十和田まで)

《問い合わせ先》  
十和田消防署 警防係 TEL 25-4115

No.94 2018.10.1 編集発行

十和田地域広域事務組合消防本部  
〒034-0082

十和田市西二番町7-10

TEL 25-4111

FAX 25-4117



# 「特別警報」とは!? ～命を守るために～

今年7月の西日本を中心とした豪雨災害（平成30年7月豪雨）では、死者200人以上、被害家屋47,000棟以上という甚大な被害が発生したことは皆さんの記憶にも新しいことと思います。

この豪雨災害では、計11府県で大雨特別警報が発表されましたが、皆さんはこの「特別警報」についてご存知でしょうか？

大雨、暴風等の「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起こると予想される場合に発表し、対象地域の住民に対して最大級の警戒を呼びかけるものです。

「特別警報」が発表されたら、命に関わる非常事態です。ただちに自治体の避難情報に従うなど、命を守るための行動をとってください。



| 注意報  | 警報  | 特別警報  |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>最新の情報を確認</li> <li>災害に備え早めの準備</li> <li>非常持ち出し品の準備</li> </ul> 雨、風の影響を受けやすい地区や避難が困難な方は早めの準備をしてください | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体が発表する避難に関する情報に注意し、早めに避難</li> </ul> 特別警報が発表されていなくても<br><u>早め早めの避難をしてください</u> | <b>ただちに命を守る行動を！</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>外が危険なときは、建物の中で少しでも安全な場所に移動</li> <li>冷静な判断を心がけ、周囲の状況に応じた行動</li> </ul> |

なお、「特別警報」には以下の2つのパターンがあります。

## 〈大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪〉

大雨・暴風・高潮・波浪・大雪・暴風雪については、「警報」の発表基準よりもはるかに危険度が高い場合に、「大雨特別警報」、「暴風特別警報」のように「〇〇特別警報」といった名称で発表されます。

## 〈地震・津波・噴火〉

地震・津波・噴火については、「〇〇特別警報」ではなく、次の名称で発表されます。



⇒地震：「緊急地震速報（警報）」のうち震度6弱以上の揺れが予想される場合

⇒津波：「大津波警報」津波の高さが3メートルを超えると予想される場合

⇒噴火：「噴火警報（居住地域）」居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合



## 緊急消防援助隊出動



行方不明者の搜索活動（北海道厚真町）

9月6日に発生した北海道胆振東部地震により甚大な被害を受けた北海道に向け、緊急消防援助隊として当消防本部から2隊（消火隊・後方支援隊）が出動しました。

活動は、9月6日から10日までの5日間で、16名の職員が、自衛隊員・警察官らと合同で行方不明者の搜索、土砂の除去作業などを行いました。

# 携帯電話からの119番通報時には

# GPS機能を「有効」に!

交通事故や山岳遭難など屋外での通報に高い効果を発揮します

GPS機能が「有効」の場合には、音声と同時に通報者の位置情報が送信されるため、短時間で通報者の位置を誤差数メートルで特定することができます。

しかし、GPS機能が無効となっている場合や、GPS非対応携帯電話からの通報では、位置情報の誤差が数十キロメートルにもおよぶことがあります。通報場所の特定までに多くの時間が必要となります。

また、屋内からの通報でも電波状況によっては、位置情報の取得に時間を要する場合もあることから、固定電話からの通報をお願いします。



## 救急車の適正利用について



救急車の役割は、重い病気やケガをした人に応急処置を施し、適切な医療機関に搬送するためのものです。次のような理由で救急車を要請することは絶対にやめましょう。



救急車が必要かどうかの判断が難しい時は、全国版救急受診アプリ「Q助」を活用してください。

〈Q助URL〉 [https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filed/List9\\_6/kyukyu\\_app.html](https://www.fdma.go.jp/neuter/topics/filed/List9_6/kyukyu_app.html)



## 平成30年は火災件数が増加傾向です!

### 1月～8月火災件数及び火災種別件数

| 1月～8月 | 合計 | 火災種別 |    |    |     | 1年間火災件数 |
|-------|----|------|----|----|-----|---------|
|       |    | 建物   | 林野 | 車両 | その他 |         |
| 平成29年 | 19 | 7    | 1  | 5  | 6   | 30      |
| 平成30年 | 27 | 15   | 1  | 4  | 7   |         |

平成30年1月から8月までの8ヵ月間で発生した火災は27件となっており、平成29年1年間に発生した火災件数30件に迫る状況になっています。

また、同じ期間の火災件数を種別ごとに比較すると、林野・車両・その他火災の発生件数は同程度であるのに対して、建物火災が16件発生し、倍以上になっています。

これから、ストーブやこたつなどの暖房器具が手放せない季節を迎えます。空気も乾燥し、火災の起こりやすい時季でもあります。

灯油を燃料とするストーブだけでなく、電気を使用する暖房器具についても、「燃えやすいものを近づけない」、「就寝時には消す」など火災を予防するための対策をしてください。





# 遭難に注意!

山菜・きのこ採りや登山など、山への行楽の際に注意したいのが遭難事故です。

動物との遭遇、滑落、体調不良や不注意などから命を失うこともあります。

「自分は大丈夫」と過信せず、入山の際は、入念な準備と万全な体調で、臨みましょう。

9月12日～11月30日の期間で、青森県から県内全域に「ツキノワグマ出没注意報」が発表されています。

入山の際にはクマ撃退スプレー、なた、棒(傘等)などを携帯するようにしましょう。

# 民泊サービスを 提供する方へ

平成30年6月15日に「住宅宿泊事業法」が施行となり、全国的に民泊サービスの申請が増えています。

住宅や、共同住宅の一部等で民泊サービスを行う場合は、床面積、家主居住の有無などの条件により、様々な消防用設備等が必要になります。



- ★安全に民泊サービスを行うために、事前に管轄消防署へ相談をして下さい。
- ★消防法適合通知書の交付申請は、管轄消防署で受け付けています。

## 平成30年度 消防関係講習会・資格試験のお知らせ

| 試験及び講習名  | 種別      | 実施日      | 受付期間                                 |                    | 会場         | 問い合わせ先                                      |
|----------|---------|----------|--------------------------------------|--------------------|------------|---|
| 危険物取扱者試験 | 甲種      | 1月27日    | 電子申請<br>12月7日～18日                    | 書面申請<br>12月10日～21日 | 弘前市        | (一財)消防試験研究センター<br>青森県支部<br>TEL 017-722-1902 |
|          | 乙種      | 2月3日     |                                      |                    | 八戸市        |   |
|          | 丙種      | 2月16日    |                                      |                    | 青森市        |   |
| 消防設備士試験  | 甲種      | 12月15日   | 電子申請<br>10月12日～23日                   | 書面申請<br>10月15日～26日 | 青森市        |   |
|          | 乙種      | 12月16日   |                                      |                    | 八戸市<br>弘前市 |   |
| 防火管理講習   | 甲種      | 12月5日～6日 | 十和田市及び六戸町に居住若しくは勤務されている方<br>11月5日～9日 |                    | 十和田市       |   |
|          |         |          | すべての方<br>11月12日～13日                  |                    |            |   |
|          | 甲種(再講習) | 2月5日     | すべての方<br>1月7日～11日                    |                    | 十和田市       |   |

## 消防団員募集のお知らせ

十和田市・六戸町では、消防団員を募集しています。

入団の資格要件は次のとおりです

- ・当該消防団の区域内に居住又は勤務する方
- ・年齢18歳以上の方
- ・郷土愛にあふれる方

【消防団に関する問い合わせ先】

十和田市消防団 ☎58-0130

(消防本部警防課 消防団係)

六戸町消防団 ☎55-3111

(六戸町総務課 消防団係)

**募集中!**



## 問い合わせ先

【災害に関する問い合わせ先】

- ・消防テレホンガイド ☎22-9922
- ・六戸町防災無線テレホンガイド ☎55-4466
- ・救急医療情報(当番医紹介など) ☎23-4999

【十和田地域広域事務組合】

- ・消防本部(代表) ☎25-4111
- ・消防本部警防課 ☎25-4112
- ・消防本部予防課 ☎25-4113
- ・十和田消防署 ☎25-4115
- ・十和田湖消防署 ☎72-2241
- ・六戸消防署 ☎55-2016
- ・湖畔出張所 ☎75-1011

【消防情報サイト】はこちら

十和田地域広域事務組合ホームページ

検索